

議員提出第八号議案

ガザ地区における戦闘行為の即時停止及び人質解放並びに恒久平和を求める決議

パレスチナのイスラム組織ハマスのイスラエル攻撃に対し、イスラエルが激しい空爆等で応戦して始まった軍事衝突により、パレスチナ自治区ガザ地区において、多くの尊い人命が犠牲となっている。加えて、同地区内の人口の八割を超える住民が避難民となっているほか、市街地も甚大な被害を受けている。また、戦闘の中で拉致され、今なお拘束されている人質が依然として多数存在することも報道されている。

事態発生以来、国連のグテーレス事務総長が度々人道的危機を訴え、昨年十二月十二日には国連総会緊急特別会合においてガザ地区での即時の人道的停戦を求める決議が採択されたものの、戦闘状態は解消されず、今なお多くの人命が深刻な危機的状况にある。

どのような歴史的な経緯や理由があるにせよ、非戦闘員への攻撃や人質の拉致は、国際人道法や国際人権法、その他の国際法に違反する暴挙であり、断じて容認することはできない。

よって、本県議会は、イスラエルとハマスの双方をはじめとする全ての当事者及び国際社会に対し、戦闘を即座に停止し再開しないこと及び人質を即時に無条件で解放すること並びに軍事的混乱の中で非人道的状況下に置かれている民間人、特に子どもや病者・負傷者その他支援を要する人々の救助・保護活動を迅速に行うため、全ての人道支援組織等がガザ地区の内外で自由かつ安全に移動し、活動することを保障することを強く求めるとともに、この地域の恒久平和を実現するため、関係各国が協力し英知を尽くし、国際社会が求める武力衝突回避の仕組みをつくりあげることが心から願うものである。

右、決議する。

令和六年三月二十七日

大分県議会